第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の３第１項、第66条の13、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項、第68条の65第１項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３　略］

４　「（法第72条の２第１項第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

５　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業と同項第３号又は第４号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号イに掲げる法人に限る。）にあっては同項第１号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第３号又は第４号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第３号イに掲げる法人に限る。）にあってはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［６・７　略］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の３第１項、第66条の13、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項、第68条の65第１項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３　同左］

４　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

５　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号イに掲げる法人に限る。）にあっては同項第１号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第３号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［６・７　同左］